

# 株式会社メディスケット 安全管理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、株式会社メディスケット（以下「当社」という。）貨物自動車運送事業法の規程に基づき、輸送の安全確保のために遵守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

### (法規および規程の遵守事項)

第3条 本規程に定める車両関係者は、交通法規および本規程を遵守するとともに、効率的な社有車の運営と安全運転の実行に努めることとする。

## 第2章 輸送の安全を確保するための管理の体制

### (社内の責務)

第4条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する運輸安全マネジメントを策定し、PDCA サイクル（Plan 計画の策定、Do 実行、Check チェック、Act 改善）を確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、輸送の安全の向上に努める。また、運輸安全マネジメントは年に1度見直し、策定する。

### (社内組織)

第5条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 統括運行管理者、運行管理者および運行管理の補助者（以下、「運行管理者等」という。）
- (3) 整備管理者および整備管理の補助者（以下、「整備管理者等」という。）
- (4) その他必要な責任者
- (5) 安全運行管理部
- (6) その他担当する部署

### (安全統括管理者の選任及び解任)

第6条 貨物自動車運送事業法第16条第2項第4号に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第7条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、社長の命を受け、全社的輸送の安全を確保するための計画および目標を定めるとともに、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させること。
- (2) 運行管理規程に定める運行管理が適正に行われるよう、運行管理者等を統括管理すること。
- (3) 整備管理規程に定める整備管理が適正に行われるよう、整備管理者等を統括管理すること。
- (4) 輸送の安全を確保するため、必要な教育または研修の体制を整えること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、安全統括管理者が指名する者、安全運行管理部、その他担当する部署と連携し、内部監査等を実施する。事業所の現状把握に努め、不備があれば事業所に改善のための必要な措置を講ずること。
- (6) その他、輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施、管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第8条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第9条 安全統括管理者および運行管理者等、整備管理者等、その他必要な責任者、安全運行管理部、その他担当する部署は、運転者等との意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第10条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2. 事故、災害等に関する報告が安全統括管理者、経営トップまたは安全運行管理部、その他担当する部署へ速やかに伝達されるように努める。

3. 安全統括管理者は、自らまたは、安全統括管理者が指名する者、安全運行管理部、その他担当する部署が社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令 第104号）に定める事故、災害等が発生した場合は、報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告、または、届出を行う。

（輸送の安全に関する教育）

第11条 輸送の安全に係る人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第12条 安全統括管理者は、自らまたは、安全統括管理者が指名する者、安全運行管理部、その他担当する部署が運輸安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも1年に1回以上、輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、重大な事故、災害等が発生した場合または、同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。または、安全統括管理者が指名する者、安全運行管理部、その他担当する部署へ内部監査の実施を指示する。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第13条 安全統括管理者は、自らまたは、安全統括管理者が指名する者、安全運行管理部、その他担当する部署が内部監査の結果を社長、経営者等に報告する。

2. 内部監査により改善の必要がある事項は安全統括管理者、自らまたは、安全統括管理者が指名する者、安全運行管理部、その他担当する部署が方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

（情報の公開）

第14条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画を策定し、毎年度、外部へ公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全を確保するために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、外部へ公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第15条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業経営上の方針の作成にあたっての会議の議事

録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者に指示、運行管理者等の指示、整備管理者等の指示、内部監査の結果を記録し、経営トップに報告した是正措置、または予防措置を記録し、適切に保管する。

3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附則 立案者 : 医薬事業本部長および臨床検査事業本部長  
制定者 : 社長  
制定年月日 : 2024年7月1日